

～新築・購入等で住宅ローンを組む方・組んでいる方へ～

個人住民税の住宅ローン控除が受けられる場合があります

新たな個人住民税における住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成 21 年度税制改正において、厳しい経済状況を踏まえ、住宅投資を活性化しようという狙いから、住宅ローン減税制度について、所得税における最大控除可能額を過去最大規模に引き上げるとともに、**所得税から控除しきれなかった額を個人住民税で税額控除することとされました。**

対象者：平成 21 年から 25 年までに入居し、所得税の住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除）を受けている方で、所得税において控除しきれなかった金額がある方

対象年度：所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額が発生した翌年度の住民税から適用されます。（適用開始は平成 22 年度の個人住民税から）

住民税からの控除額： 次の①、②のいずれか小さい額になります。

- ①前年の所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった金額
- ②前年の所得税の課税総所得金額等の額に 5% を乗じて得た金額（上限 9.75 万円）

※個人住民税の住宅ローン控除の適用にあたって、区市町村への申告は不要です。

ただし、確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除を受けるための手続きは必要です。

税源移譲に伴う住宅ローン控除（経過措置）

平成 11 年から平成 18 年までに入居された方で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある方を対象に実施されている税源移譲に伴う住民税からの住宅ローン控除（経過措置）を受ける場合には、従来区市町村への申告が必要でしたが、平成 22 年度分以降の住民税より、区市町村に対する申告は原則として不要となります。**ただし、確定申告や年末調整により、所得税の住宅ローン控除を受けるための手続きは必要です。**

詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/090929.html